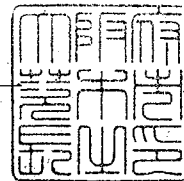


議 第 1 5 0 号
令和 7 年 11 月 10 日

茨木市都市計画審議会会長 様

茨木市長 福 岡 洋



北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）について（付議）

標記について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第19条第1項の規定により付議します。

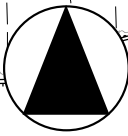
北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）

北部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面 番号	縦覧図 番号
中河原町 3	茨木市中河原町地内	-	廃止	1/4	9/22
耳原一丁目 7	茨木市耳原一丁目地内	-	廃止	2/4	10/22
西河原一丁目 2	茨木市西河原一丁目地内	約0.21 h a	区域変更	3/4	10/22
蔵垣内二丁目 3	茨木市蔵垣内二丁目地内	-	廃止	4/4	19/22
小 計		約0.21 h a			
鮎川一丁目1他233地区	2 3 4 地区	約42.66 h a	変更なし		
合 計	2 3 5 地区	約42.87 h a			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

新旧対照図1



縮尺: 2500分の1

中河原町 3

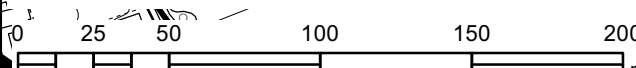
3・4・21-29
上郷住保線 (2L)

16 (2F)

20

凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変更廃止する区域



参 考 図

令和7年度

北部大阪都市計画生産緑地地区

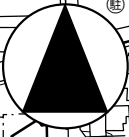
新旧対照図 (詳細図)

縮 尺	S=1/2,500	図 面 番 号	1 / 4
-----	-----------	---------	-------

茨 木 市

新旧対照図 2

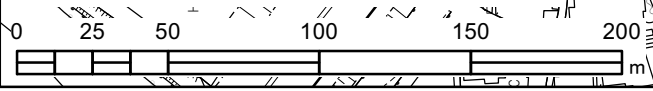
上野町地区
地区計画区域



縮尺: 2500分の1

耳原一丁目 7

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域



参 考 図			
令和7年度			
北部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図(詳細図)			
縮 尺	S=1/2,500	図 面 番 号	2 / 4
茨 木 市			

新旧対照図 3

縮尺: 2500分の1

西河原一丁目 2

55211-2 西河原公園

凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変更廃止する区域

参 考 図

令和7年度

北部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図(詳細図)

縮尺 S=1/2,500 図面番号 3/4

茨 木 市

0 25 50 100 150 200 m

新旧対照図 4



縮尺: 2500分の1

蔵垣内二丁目 3

駅前太中線(2L)

3・5・217-20

2-2-21
蔵垣内

凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図

令和7年度

北部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図(詳細図)

縮 尺 S=1/2,500 図 面 番 号 4 / 4

茨 木 市

0 25 50 100 150 200 m

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前 面積 変更後 (ha)	追加 区域変更 廃止の別	変更理由	備考	図面 番号
中河原町 3	茨木市中河原町地内	0.08 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の故障）	解除年月日 R7.1.28	1/4
耳原一丁目 7	茨木市耳原一丁目地内	0.11 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の故障）	解除年月日 R7.1.1	2/4
西河原一丁目 2	茨木市西河原一丁目地内	0.24 0.21	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R6.10.8	3/4
蔵垣内二丁目 3	茨木市蔵垣内二丁目地内	0.12 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の故障）	解除年月日 R7.6.25	4/4
変更地区合計	4 地区	0.55 0.21				
生産緑地地区 合計	2 3 8 地区 2 3 5 地区	43.21 42.87	追加 区域変更 廃止	0 地区 1 地区 3 地区		